

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

浦安市長

## 公表日

令和8年2月6日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	<p>国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認</li><li>・世帯主等変更の届出の受理、確認</li><li>・被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認</li><li>・第三者の行為による被害の届出の受理、確認</li></ul> <p>②国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>③国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 具体的には以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・療養費の支給に関する事務</li><li>・高額療養費の支給に関する事務</li><li>・高額介護合算の支給に関する事務</li><li>・出産育児一時金の給付に関する事務</li><li>・葬祭費の支給に関する事務</li><li>・傷病手当金の支給その他の保険給付に関する事務</li><li>・第三者の行為による損害賠償請求に関する事務</li></ul> <p>④国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 具体的には以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一部負担金減免の申請の受理</li><li>・一部負担金減免の証明書の交付</li></ul> <p>⑤国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務</p> <p>⑥被保険者情報および高額該当の引継ぎ情報を次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)と連携する。</p> <p>⑦「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 &lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け被保険者資格情報の提供を行う。</li><li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li></ul> <p>&lt;公金受取口座情報の利用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・給付の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。</li><li>・対象事務:高額療養費・高額介護合算療養費・出産育児一時金・葬祭費・入院食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・特別療養費・移送費・傷病手当金その他の保険給付</li><li>・利用に際しては、情報連携結果の国民健康保険システム内の個人情報管理は行わぬ、個別管理とし、マイナンバー付申請書を別ファイルに綴じて管理する。</li></ul>
②事務の概要	

③システムの名称	<p>①国民健康保険システム          ②統合連携DBサーバ          ③団体内統合宛名システム          ④中間サーバーGW          ⑤中間サーバー          ⑥国保総合(国保集約)システム(*)          *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。          ⑦医療保険者等向け中間サーバー等</p>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)国民健康保険ファイル (2)統合連携DBファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険資格及び給付事務&gt;          ・番号法第9条第1項 別表44の項</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備事務&gt;          ・番号法第9条第1項 別表44の項</p> <p>&lt;公金受取口座情報の利用&gt;          ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)          ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号) 第2条第13号          ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表</p>
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>

<p>&lt;国民健康保険資格及び給付事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表(情報提供の根拠)           <ul style="list-style-type: none"> <li>○第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は市区町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、6、42、48、56、65、69、83、87、115、131の項)</li> <li>○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令において国民健康保険法が規定されている項(13、16、19、27、38、111、137、141、158の項)</li> </ul> </li> </ul> <p>(情報照会の根拠) :(69、70の項)</p> <p>②法令上の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表(情報提供の根拠)           <ul style="list-style-type: none"> <li>: (1、2、3、5、6、11、14、15、16、19、29、37、38、40、41、53、56、67、70、71、75、84の項)</li> </ul> </li> </ul> <p>(情報照会の根拠) :(41の項)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul> <p>&lt;公金受取口座情報の利用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項(国民健康保険法による保険給付の支給)</li> </ul>
--

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康こども部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

## 6. 他の評価実施機関

--	--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 健康こども部 国保年金課 電話番号 047-351-1111
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における、マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに伴い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得や、住基システムから照会を行う際には顔写真付きの身分証明書を確認したうえで照会を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		追加	事後	様式変更のため
令和7年10月31日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	様式変更のため
令和7年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<国民健康保険資格及び給付事務> 番号法第9条第1項 別表一 30の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第24条	<国民健康保険資格及び給付事務> ・番号法第9条第1項 別表44の項	事後	法令変更のため
令和7年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備事務> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条	<オンライン資格確認の準備事務> ・番号法第9条第1項 別表44の項  ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	法令変更のため
令和7年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<公金受取口座情報の利用> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、 第2条第2項各号及び第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 (令和3年デジタル庁令第10号) 第2条第13号 ・番号利用法 別表第二 項番42 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第25条第9号(国民健康保険法による保険給付(療養の給付を除く。)の支給に関する事務当該 支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報)	<公金受取口座情報の利用> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、 第2条第2項各号及び第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 (令和3年デジタル庁令第10号) 第2条第13号 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表	事後	法令変更のため
令和7年10月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<国民健康保険資格及び給付事務> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は市区町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)  ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令において国民健康保険法が規定されている項(9、12、15、17、22、78、97、106、120の項)  ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(46項) (別表第二における情報照会の根拠) (42、43の項)  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) (1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、22条の2、24条の2、25、31条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53、59条の3)(別表第二における情報照会の根拠) (25条、25条の2)	<国民健康保険資格及び給付事務> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は市区町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、6、42、48、56、65、69、83、87、115、131の項)  ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令において国民健康保険法が規定されている項(13、16、19、27、38、111、137、141、158の項) (情報照会の根拠) (69、70の項)  ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) (1、2、3、5、6、11、14、15、16、19、29、37、38、40、41、53、56、67、70、71、75、84の項) (情報照会の根拠) (41の項)	事後	法令変更のため
		<オンライン資格確認の準備事務> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項  <公金受取口座情報の利用> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項(国民健康保険法による保険給付の支給)	<オンライン資格確認の準備事務> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項  <公金受取口座情報の利用> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項(国民健康保険法による保険給付の支給)		